

れいわ ねんど ちゅうがっこう や かん がつきゅうしゅうがくえんじょせいど し
令和8年度 中学校夜間学級就学援助制度のお知らせ
おおさかふない ちゅうがっこうやかんがつきゅう ざいせき ねやがわしざいじゅう せいと けいざいてきりゅう
大阪府内の 中学校夜間学級に在籍する寝屋川市在住の生徒のうち、経済的理由により
しゅうがくこんなん かた たい がっこう ひつよう しよけいひ えんじょ せいど
就学困難な方に対して、学校で必要となる諸経費を援助する制度です。

1 補助の対象となる方 (次の各号のすべてに該当する方が対象です。)

- (1) 在籍年数が3年以下の方
(ただし、特に必要と認められたときは、在籍9年目までの方も対象。)
- (2) 世帯全員の前年中の所得が、認定基準額以下の方
令和7年度認定基準額(参考)※ 認定基準額は世帯員の人数・年齢によって変わります。

世帯人数	総所得金額(世帯の合計)
1人世帯(55歳)の場合	1,327,366円
2人世帯(55歳・50歳)の場合	1,957,186円
3人世帯(55歳・50歳・35歳)の場合	2,626,279円
4人世帯(55歳・50歳・35歳・30歳)の場合	3,246,098円

※ 世帯員の死亡や破産等により、経済状況が前年に比べて極端に悪化した場合は、特別事情として再審査します。

※ 生活保護を受けている方は、支給費目に相当する教育扶助を除き支給します。

2 援助内容

	支給費目	金額(年額)
1	学用品費及び通学用品費	24,970円を限度
2	校外活動費	2,310円を限度(参加者のみ)
3	通学費	実費(月額1か月定期代を限度)
4	修学旅行費	実費(参加者のみ・在籍中1回のみ)

※ 出席日数が5日未達の月については支給対象外となります。

ただし、全授業日数が5日に満たない月は、出席した日数の実費通学費のみを支給します。

※ 支給方法は、4月から9月分を11月に、10月から3月分を4月に振込を行う予定です。

3 申請方法

就学援助の受給を希望される方は、別紙申請書に必要事項を記入の上、通帳のコピーを添付して、在籍校を通じて、寝屋川市教育委員会に提出してください。

※ 通学費受給を希望される方は、申請書と一緒に定期券等のコピーを添付してください。

問い合わせ先:寝屋川市教育委員会事務局教育政策総務課 電話:072-813-0070